

伊那市・高遠町・長谷村  
第5回合併協議会 会議記録（概要）

平成16年11月16日 午後6時00分  
伊那市役所 全員協議会室

1. 開 会

事務局長（塚本哲朗）

2. 会長あいさつ

会 長（小坂樫男）：一日のお仕事の後でお疲れのところを、全員の委員さんにお集まりいただきましてありがとうございました。

国の進める三位一体の改革につきましては、県の試算によると、地方交付税交付金が3市町村合計で今後、最低20億円から37億円くらいの減額になるとのことで、大変な影響が予想されます。今後も興味深く動向を見守っていきたいと考えています。

3. 協議事項

協議第8号（継続） 新市の名称について

副会長（伊東義人）：新市の名称が今の伊那市と同じ「伊那市」に決まれば、やはり吸収合併なのでは、と危惧する住民もいるかもしれませんので、中身は「新生・伊那市」であるという認識を持って、慎重に配慮して欲しいと思います。

副会長（宮下市蔵）：今の伊那市の継承ではなく、新しい伊那市が生まれるのだという理念を大切にしたいです。

会 長（小坂樫男）：協議第8号については調整方針案のとおりでよろしいでしょうか。

・・・・・・異議なし・・・・・・

協議第10号（継続） 地域内分権（地域自治組織、地域審議会、総合支所等）について

地域内分権検討小委員長（原浩高遠町2号委員）：例えば、高遠城址公園や進徳館を有する高遠町の支所には観光や教育関係の部局も置いた方が良いのではないかと、という思いがあるので付け加えさせていただきます。

会 長（小坂樫男）：協議第10号については調整方針案のとおりでよろしいでしょうか。

・・・・・・異議なし・・・・・・

協議第64号 財産の取扱いについて

会 長（小坂樫男）：関係資料の「不動産・物品」の項目については、具体的な数量を次回協議会で提出してください。

長谷村3号委員（佐藤八十一）：登記上は村の名義となっても実際は区の財産である場合もありますので、そうした財産については覚書と併せて引き継いで

欲しいと思います。

会 長(小坂樫男) : 公民館用地など、伊那市や高遠町にもそうした事例はありますが、それらも当然新市に引き継ぐこととなります。協議第 64 号については調整方針案のとおりでよろしいでしょうか。

・・・・・・異議なし・・・・・・

#### 協議第 65 号 条例規則等の取扱いについて

会 長(小坂樫男) : 協議第 65 号については調整方針案のとおりでよろしいでしょうか。

・・・・・・異議なし・・・・・・

#### 協議第 66 号 慣行の取扱いについて

高遠町 2 号委員(原浩) : 「き章」については新市発足時までに「新たに」制定していただきたい。木・花・鳥については「新市発足時まで」に制定できないでしょうか。

長谷村 3 号委員(北原幸彦) : き章等の制定には 3 市町村が関わって検討して欲しいと思います。

会 長(小坂樫男) : 木・花・鳥については「新市発足後すみやかに選定する」ということで良いのではないのでしょうか。

高遠町 2 号委員(原浩) : 合併前に決められるものは決めておくべきだと思います。

総務部会長(伊藤健高遠町総務課長) : き章については新市発足時に必要だと考えますが、他については新市において新たに制定すべきだと考えています。

会 長(小坂樫男) : 協議第 66 号については、き章について「新市発足時までに新たに制定する。」と修正し、その他については調整方針案のとおりでよろしいでしょうか。

・・・・・・異議なし・・・・・・

#### 協議第 67 号 財産区の取扱いについて

副会長(伊東義人) : 新たに財産区を設置する場合の議会の議決はいつまでに行う必要がありますか。

事務局(山崎大行) : 合併の議決と併せて財産処分の議決が必要となります。合併協定書に盛り込む事項となりますので、平成 17 年 3 月に調印ということになれば、2 月中には協議が整っている必要があります。また、1 月の住民説明会で提示していくということであれば、それよりも前に協議が整う必要があります。

会 長(小坂樫男) : 協議第 67 号については調整方針案のとおりでよろしいでしょうか。

・・・・・・異議なし・・・・・・

#### 協議第 68 号 行政区の取扱いについて

高遠町 2 号委員(伊藤一好) : 自治会への未加入世帯はどのくらいありますか。また、どのように対応していくのですか。

総務部会長（伊藤健高遠町総務課長）：各自治会内部のことであるため、行政として具体的な数は把握していません。しかし、自治会から未加入世帯の扱いに困っているという声が寄せられていますので、新市においては行政としても積極的に加入を推進していく方針で考えています。

高遠町2号委員（伊藤一好）：何か新しい対応策はありますか。

総務部会長（伊藤健高遠町総務課長）：現在のところ打開策といえるものはありませんが、自治会の弱体化は地域の崩壊を招く恐れもありますので、行政のみならず議員さんや地域の皆さんも携わって対応を進めていきたいと考えています。

会 長（小坂樫男）：協議第68号については調整方針案のとおりでよろしいでしょうか。

・・・・・・・・異議なし・・・・・・・・

#### 【企画部会】

協議第69号 各種事務事業の取扱い 男女共同参画推進

高遠町3号委員（伊藤のり子）：伊那市は男女共同参画活動が活発で他地域よりも進んでいるので、引き続き推進していただきたいと思います。

会 長（小坂樫男）：協議第69号については調整方針案のとおりでよろしいでしょうか。

・・・・・・・・異議なし・・・・・・・・

協議第70号（再提案）各種事務事業の取扱い 地域組織の振興に対する助成

事務局（広瀬一男）：前回、「コミュニティ」は別の言葉に言い換えた方が良いという意見が出されましたので、これを「地域組織」と修正して再提案いたします。

伊那市3号委員（熊谷雅人）：高遠町ではかなり小規模な団体にも補助をしていますが、この例を伊那市に当てはめると膨大な数の団体が対象になり、事業が行き詰まると思います。もっと対象範囲を明確にすべきではないでしょうか。

事務局（広瀬一男）：高遠町の例は伊那市の例に比べて補助額が少額で、1団体1回限りの交付と限定されているので、事業費が膨れ上がってしまうような恐れはないと考えています。

長谷村3号委員（佐藤八十一）：関係資料に長谷村の例が掲載されていませんが、長谷村でも同様の事業を行っているはずですよ。

幹事（池上謙長谷村総務課長）：長谷村では竹下内閣の「ふるさと創生1億円事業」で交付された1億円を基金にして各地区の事業に助成をしています。この協議項目では一般財源での助成事業を対象としているので、特定財源による長谷村の事業については別の項目で協議されます。

長谷村3号委員（北原幸彦）：この事業について、長谷村はどのような扱いになるのですか。

事務局（広瀬一男）：新市においては長谷の地域でも調整方針案のとおり事業を実施していくということです。

伊那市3号委員（塚越英弘）：活動費等の助成については、やはり高遠町の例を伊那市に広げると無理が生じるような気がします。内容を再検討した方が良いので

はないでしょうか。

会 長（小坂樫男）：協議第 70 号については、長谷村の例も含めて次回再提案し、再協議するということによろしいでしょうか。

．．．．．異議なし．．．．．

#### 4．第 6 回協議事項の提案

協議第 10 号（継続） 地域内分権（地域自治組織、地域審議会、総合支所等）について  
事務局（広瀬一男）：（説明）

伊那市 2 号委員（藤島雄二）：地方自治法による伊那市の地域自治区の資料も参考として提示して欲しいと思います。

事務局（広瀬一男）：次回、提示します。

協議第 71 号 「一般の職員の身分の取扱いについて」

総務部会長（伊藤健高遠町総務課長）：（説明）

協議第 72 号 「特別職の身分の取扱いについて」

総務部会長（伊藤健高遠町総務課長）：（説明）

会 長（小坂樫男）：15 ページの関係資料の高遠町長の任期を「平成 20 年 11 月 5 日」に訂正してください。

協議第 73 号 「一部事務組合の取扱いについて」

事務局（三井栄二）：（説明）

協議第 74 号 「公共的団体等の取扱いについて」

事務局（三井栄二）：（説明）

伊那市 2 号委員（藤島雄二）：財団法人高遠町振興公社など第三セクターの名称についてはどうなりますか。

事務局（三井栄二）：名称については、各法人が決定すべき事項だと考えています。

協議第 75 号 「町名・字名の取扱いについて」

総務部会長（伊藤健高遠町総務課長）：（説明）

協議第 76 号 「消防団の取扱いについて」

総務部会長（伊藤健高遠町総務課長）：（説明）

協議第 77 号 「過疎対策事業の取扱いについて」

事務局（広瀬一男）：（説明）

【住民生活環境部会】

協議第 78 号 各種事務事業の取扱い 国民健康保険税  
住民生活環境部会長（伊藤京子伊那市市民課長）：(説明)

5. 報告事項

(1) 小委員会からの報告

【新市建設計画策定小委員会】

新市建設計画策定小委員長（三澤岩視）：第 6 回協議会到新市建設計画の試案を提出する予定です。

【議会議員の定数等検討小委員会】

・特になし

(2) 前回確認済み事項について

(3) これからの協議会日程について

(4) その他

・合併協議会の懇親会について

事務局（山崎大行）：(一括説明)

6. その他

・特になし

7. 閉 会

(終了 午後 7時35分)